

【 目 次 】

環境関係

- ・ 容器包装リサイクル法の品目区分等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ デポジット制の導入、容器包装のリサイクル・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ 容器包装のリサイクル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

基準認証関係

- ・ 輸入植物検疫の一日あたり検査件数の大幅拡大・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ・ 食品品質表示基準の統一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ・ 植物防疫における非検疫有害動植物リストの拡大・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ・ 地域主義 動植物製品に関してEUを単一市場と認証すること・・・・・・・・ 7
- ・ スペイン産かんきつ類生果実の輸入の承認・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- ・ フランス産りんご生果実の輸入の承認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

金融関係

- ・ 「契約成立時交付書面」の撤廃・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ・ 主務官庁への届出等の規制緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ・ 書類の閲覧についての制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ・ 商品ファンドに係る規制撤廃・緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- ・ 商品ファンドに係る規制撤廃・緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ・ 従属業務を営む子会社に係る収入依存度規制の緩和・・・・・・・・・・・・・・ 16
- ・ 理事会の議事録の閲覧手続き整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ・ 理事会及び経営管理委員会の議事録の取扱い整備・・・・・・・・・・・・・・ 18
- ・ 信連の余裕金運用範囲の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- ・ 特定農業協同組合の余裕金運営範囲の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- ・ 証券業務に係る認可の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- ・ 農林中央金庫のペーパーレスCPの発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- ・ 「その他付随する業務」の該当基準の明確化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- ・ 子会社対象範囲の拡大（銀行子会社の所有）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- ・ 従属業務子会社の収入依存度規制の緩和・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

農林水産業関係

- ・ 輸入糖調整金の引下げ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- ・ 全ての米の契約に対するSBSの受け入れ及び入札時期の見直し・・・・・・・・ 27
- ・ SBS米の売渡予定価格の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- ・ 砂糖の輸入量規制の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

・農産物検査における病害虫の取扱いに関する海外からの監督業務に ついて	30
・競走馬の出走制限の緩和	31
・競走馬の負担重量の軽減	32
・JAS規格の見直し等	33
・小麦の内外価格差の是正	34
・種苗管理センターの民営化	35
・国産ビール大麦の購入義務の廃止及び外国産麦芽の関税無税化	37
・事業用のイネ種子の輸入制限の緩和	38
・民間育成品種の奨励品種採用後の制限緩和	39
・砂糖の価格制度のさらなる見直し	40
・無糖ココア調整品の関税割当枠の拡大等	41
・調整食用脂の関税割当枠の拡大	42
・バナナの季節関税の撤廃	43
・小麦粉の関税相当量引下げ	44
・農業生産法人の規制緩和	45
・漁船エンジン規格のISO規格への整合	46
・船外機の馬力計算の見直し	47
・水稲共済の当然加入制の見直し	48
・非農家による農地取得の許容	49

流通関係

・動物用医薬品一般販売業に関する緩和	50
・米穀（計画流通米）小売業の登録更新手続の簡素化	51
・米穀（計画流通米）の小売業の登録の有効期間の延長	52
・卸売市場法の活性化	53
・米麦加工食品の輸入における納付金の徴収・届出制の廃止	54
・牛肉、食肉調整品、豚肉に係る関税の見直し	55
・水産物の輸入割当制度の見直し	56
・乳製品の輸入に係る関税の見直し	57
・植物検疫の緩和	58
・水産物の輸入割当制度の見直し	59

運輸関係

・輸出入・港湾諸手続全般の一層の簡素化及びワンストップ サービスの実現	60
--	----

分野	環境関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	容器包装リサイクル法の品目区分等の見直し			
意見・要望等の内容	<p>包装材の環境調和技術開発ならびにリサイクルを促進するため、容器包装リサイクル法における品目区分等を見直すべきである。</p> <p>その際、品目区分は再商品化の方法、たとえば、燃料化するのか、再資源化するのか等によって区分すべきである。</p>			
関係法令	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	共管	厚生労働省、財務省、経済産業省、環境省	
制度の概要	<p>容器包装リサイクル法は、家庭ごみの中で相当な割合を占める容器包装廃棄物について消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担によってリサイクルを進める制度として、平成9年4月から施行。</p> <p>容器包装の品目区分としては、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別収集及び再商品化の義務のあるもの ガラスびん(無色、茶色、その他の色に区分)、ペットボトル、その他の紙製容器包装、その他のプラスチック製容器包装 ・分別収集されることで有償又は無償で引き取られるもので再商品化をする必要のないもの スチール缶、アルミ缶、飲料用紙製容器(原材料としてアルミニウムが利用されているものは除く)、段ボール製容器包装 			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画 2イ</p> <p>ペットボトルを中心とした容器包装廃棄物のリサイクル率向上のための総合的施策の検討</p>			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
(説明)	<p>容器包装のリサイクルをより効果的に行うため、容器包装リサイクル法が当初の狙いどおり機能しているかについて、その効果を検証しつつ、関係機関と連携を図りながら改善すべき事項について検討を進めていく。</p> <p>なお、容器包装の品目区分に係る主な検討事項等については次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・容器包装の再商品化に係る技術開発や再商品化施設の整備等の動向を踏まえた検討 ・容器包装廃棄物の回収段階での有価性の把握 			
担当局課室等名	総合食料局食品産業企画課食品環境対策室			

分野	環境関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	デポジット制の導入、容器包装のリサイクル			
意見・要望等の内容	デポジット制度の導入 すべての自治体での容器包装の分別収集体制の整備			
関係法令	循環型社会形成推進基本法 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	共管	厚生労働省、財務省、経済産業省、環境省	
制度の概要	<p><デポジット制度></p> <p>循環型社会形成推進基本法(第23条)では、経済的負担措置制度の導入について、廃棄物等の発生抑制等に資する場合には、その措置に係る施策を活用して循環型社会の形成を促進することについて国民の理解と協力を得るように努めるものとされている。</p> <p><容器包装のリサイクル></p> <p>容器包装リサイクル法は、家庭ごみの中で相当な割合を占める容器包装廃棄物について消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担によってリサイクルを進める制度として、平成9年4月から施行。</p> <p>分別収集の対象品目や分別収集の開始時期等については市町村の判断によることされているが、本法の施行後、分別収集に取り組む市町村数並びに容器包装廃棄物の分別収集量及び再商品化量は着実に増加。</p> <p>平成12年度では、既に缶で約9割、びんで約8割、ペットボトルで約7割の自治体が分別収集を開始。ペットボトルの生産量に対する回収率も34.5%に向上。</p>			
計画等における記載の状況	<p><デポジット制度></p> <p>総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」5.環境【具体的施策】の(6)廃棄物・リサイクル問題 2)拡大生産者責任、デポジット制度の導入等 改正改革工程表の規制改革(環境)「循環型社会の構築」 廃棄物・リサイクル問題に係る検討とりまとめ(拡大生産者責任の導入) 規制改革推進3か年計画 2イ ペットボトルを中心とした容器包装廃棄物のリサイクル率向上のための総合的施策の検討</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
<p>デポジット制度導入の効果や経済に与える影響等について適切に調査、研究を進める。</p> <p>一方、容器包装のリサイクルをより効果的に行うため、容器包装リサイクル法が当初の狙いどおり機能しているかについて、その効果を検証しつつ、関係機関と連携を図りながら改善すべき事項について検討を進めていく必要がある。</p>				
担当局課室等名	総合食料局食品産業企画課食品環境対策室			

分野	環境関係	意見・要望提出者	石油化学工業協会	
項目	容器包装のリサイクル			
意見・要望等の内容	容器包装リサイクル法に係る自主回収の認定基準の見直し 自主回収の認定の基準を緩和し、回収率が少ない場合にも認定し、再商品化義務量から控除すべき。			
関係法令	容器包装リサイクル法	共管	厚生労働省、財務省、経済産業省、環境省	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・容器包装リサイクル法は、家庭ごみの中で相当な割合を占める容器包装廃棄物について消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化という新たな役割分担によってリサイクルを進める制度として、平成9年4月から施行。 ・事業者はリサイクルの義務を履行するため、自主回収の認定、独自ルートでの認定、指定法人への委託という3つの方法から選択することができる。 ・自主回収の認定制度は、事業者が再商品化義務のある容器包装を自ら又は他の者に委託して回収し、その方法が一定の回収率（概ね90%）を達成するため適切であると主務大臣が認めるときは、認定された容器包装全部について再商品化の義務が免除されるもの。 			
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画 2イ ペットボトルを中心とした容器包装廃棄物のリサイクル率向上のための総合的施策の検討			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
<ul style="list-style-type: none"> ・事業者による再商品化に関しては、大部分が指定法人への委託により義務が履行されているが、リターナブルびんを中心として自主回収の認定もなされてきており、容器包装リサイクル法の施行後、自主回収の認定を受けた事業者及び認定を受けた容器の種類数は着実に増加している。 ・制度的には、自主回収の認定を受けた容器包装については全量の義務控除が受けられ、一方、この認定を受けなくとも、自主回収した容器包装の実績に応じて義務量は控除できることとしており、リターナブル容器の利用促進に向けた一つの動機付けとして設けられたものである。 従って、要望において自主回収を少量行った場合では再商品化義務量から控除できない旨の記載があるが、これは事実誤認であるものと思われる。 				
担当局課室等名	総合食料局 食品産業企画課 食品環境対策室			

分野	基準認証等関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	輸入植物検疫の1日あたり検査件数の大幅拡大			
意見・要望等の内容	生食野菜の輸入等は、新鮮度が商品価値そのものであるが、植物検疫の遅延のために商品価値が落ちることが多々ある。検疫プロセスにおける商品の滞留がなくなれば、流通コストの削減、消費者への高品質な商品の提供が可能になる。			
関係法令	植物防疫法	共管	なし	
制度の概要	植物類は海外からの病虫害の侵入を防ぐために、輸入時点で、植物防疫所の検査を受けなくてはならない。(植物防疫法第8条第1項)			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
<p>近年、輸入量の増大に伴い、病虫害の侵入の危険性の増加が指摘される中で国内各方面から輸入検疫の実施について万全を期すよう求められていることから、政府として国の行政組織等の減量・効率化を進めている中であって、植物防疫官については重要施策として増員を図っているところである。しかしながら、植物防疫官が、その検査処理能力を超えた無理な対応を求められることにより、万一、我が国に病虫害が侵入するようなことになれば、我が国の農業に多大な被害を及ぼすことになる。このため、あらためて検査の徹底を図ることとし、特に生鮮野菜類を中心に輸入量が急増している港については、適切な検査を実施する場合の検査処理能力の目安を示し、それを基に検査を実施することとしたものである。</p> <p>なお、検査の適正化を実施する中で、各植物防疫所は生鮮野菜等の検査を速やかに終了させるよう最大限の努力をしているところである。</p>				
担当局課室等名	生産局植物防疫課検疫対策室			

分野	基準認証等関係	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	食品品質表示基準の統一			
意見・要望等の内容	食品に関する地方条例に基づく品質表示基準の廃止又は国レベル基準との一体化。			
関係法令	農林物資の規格化及び品質表示基準の正 化に関する法律（ＪＡＳ法） 加工食品品質表示基準（告示）等	共管	なし	
制度の概要	<p>一般消費者向けの全ての食品について、ＪＡＳ法に基づく告示（生鮮食品品質表示基準、加工食品品質表示基準等）により、生鮮食品については名称、原産地、加工食品については、名称、原材料、賞味期限等の表示を義務づけている。</p> <p>都道府県等においては、これらの基準で規定されていない事項について、都道府県等の判断により、表示の基準等を定め、事業者に対し表示を求めている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>ＪＡＳ法に基づく食品の品質表示制度は、一般消費者の選択に資する観点から、国際的な表示ルールとの整合を図りつつ、食品の種類別に表示すべき事項等を内容とする品質表示基準を定めているところであるが、都道府県等が住民福祉の向上等の観点から条例により独自の基準等を定めることは、地方自治に基づく当該都道府県等の判断によるものと考えている。</p>				
担当局課室等名	総合食料局品質課			

分野	基準認証等関係	意見・要望提出者	E U
項目	植物防疫における非検疫有害動植物リストの拡大		
意見・要望等の内容	<p>非検疫病害虫リストに関し、切り花、鉢植植物、果実及び野菜に付着する全ての無害生物を含むようにリストを拡大すること。このために、まず、E Uが要求している9種の害虫（注）を非検疫有害動植物に指定すること。</p> <p>（注）モモアカアブラムシ、マメクロアブラムシ、ワタアブラムシ、ダイコンアブラムシ、シクラメンコブアブラムシ、ナミハダニ、リンゴハダニ、ミカンキイロアザミウマ、ネギアザミウマ</p>		
関係法令	植物防疫法第5条の2	共管	なし
制度の概要	<p>1 植物の病害虫は一旦侵入・発生すると急速かつ広範にまん延することから、農作物等に甚大な被害をもたらすおそれがあり、農業生産に多大な影響を与えかねない。このため、我が国への病害虫の侵入を未然に防ぎ、我が国の農作物等を病害虫から守ることを目的として、植物防疫法に基づき、全国の主要な海港や空港において輸入される植物等に対して検疫を実施している。</p> <p>2 国内に広く分布し、国による発生予察事業等の対象とされていない等、検疫措置の対象外とすることが適当と考えられる病害虫を選定し、非検疫有害動植物のリストを定めている。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
	（実施（予定）時期： ）		
（説明）			
<p>1 我が国の植物検疫制度では、まん延した場合に有用な植物に損害を与える恐れがある有害動植物のみを検疫有害動植物としており、有用な植物に対して加害性を有しないものは、検疫の対象から除かれる。</p> <p>2 E Uが要求している9種の害虫については、検疫有害動植物に該当するため、現時点では、これらを非検疫有害動植物のリストに追加することは困難である。</p> <p>3 我が国は、今後とも、必要に応じ、非検疫有害動植物のリストの見直しを行い、病害虫の危険度に応じた植物検疫を実施していくこととしている。</p>			
担当局課室等名	生産局植物防疫課検疫対策室		

分野	基準認証等関係	意見・要望提出者	E U
項目	地域主義 動植物製品に関してE Uを単一市場と認証すること		
意見・要望等の内容	動植物検疫において、E Uを単一市場として承認し、E U域内の動植物検疫措置の決定にあたっては、個別の承認の必要をなくすこと。		
関係法令	植物防疫法、家畜伝染病予防法	共管	なし
制度の概要	輸入の解禁や、疾病・病害虫の無発生地域の認定等といった動植物検疫措置の決定に関しては、実際の疾病・病害虫発生国であり、かつ、実際の動植物検疫措置を講じ、その実施責任主体である当事国との間で個別具体的な技術上の協議を行っている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>我が国がE Uを単一地域とみなし、全加盟国に対して齊一に動植物検疫措置を適用するには、全加盟国においてその適用が妥当と判断できる科学的根拠が提示される必要がある。しかし、実際には、域内における疾病・病害虫の発生状況、適用される動植物検疫措置は共通ではなく、さらにその実施責任主体は欧州委員会ではなくて各加盟国であると理解するところである。</p> <p>欧州委員会が当事加盟国を対象とした動植物検疫措置の適用について我が国と協議を行うためには、提示される措置の科学的な根拠のみならず、協議の対象となる欧州委員会が当事加盟国の代表として、当事加盟国の実施する動植物検疫措置に責任をもちうる体制であるのか、一定の技術水準を保証し得るか等の未解明の課題が多く存在し、直ちにこれを認めることは困難である。</p> <p>このことについては、日・E Uの専門家間による数回の情報交換を経て、99年11月に開催された日・E U規制改革対話における専門家会合での協議の結果、欧州委員会から協議の実施を必要とする具体的な案件について提案を受け、個々に協議を実施し得るか検討(ケーススタディ)することとなった。</p> <p>なお、その後、E U側からは具体的な提案はなされていない。</p>			
担当局課室等名	生産局植物防疫課、生産局畜産部衛生課国際衛生対策室		

分野	基準認証等関係	意見・要望提出者	E U	
項目	スペイン産かんきつ類生果実の輸入の承認			
意見・要望等の内容	日本の植物検疫制度に関するW T O 紛争解決機関の勧告に基づき、スペイン産のクレメンティンとサルスティアーナ種スウィートオレンジ生果実の輸入を承認する。			
関係法令	植物防疫法	共管	なし	
制度の概要	<p>1 . 我が国は、我が国農業生産に甚大な被害を与えると推察される 1 5 種類の病害虫及び日本に産しない稲の病害虫の侵入を防止するため、植物防疫法に基づき、その寄主植物について輸入を禁止している。</p> <p>2 . 輸入が禁止されている植物を輸入解禁するためには、対象となる病害虫の消毒技術の確立、無発生地域の設定等の検疫措置により、我が国への病害虫の侵入を防止できることが試験・調査等に基づいて明らかにされる必要がある。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
<p>1 . スペイン産サルスティアーナ種スウィートオレンジ及びクレメンティンについては、日・スペイン間の植物検疫機関の協議により 0 1 年 9 月までに両品目についての殺虫技術の有効性についての技術的検討を了し、現在我が国において、輸入解禁手続きにおける次の段階である公聴会の開催を検討しているところである。</p> <p>2 . なお、我が国は、W T O 紛争解決機関の勧告に従って、品種別試験要求及びガイドラインを 9 9 年 1 2 月 3 1 日をもって廃止し、日米間で協議を行った結果、0 1 年 1 0 月 1 2 日付けで米国産りんご及びさくらんぼに対し、これに代わる新たな方式(C T 値方式)を採用したところである。</p> <p>しかし、この勧告に従った新たな方式は、コドリングが寄生するおそれのある品目で、その殺虫のために臭化メチルくん蒸が適用されているか、又は今後適用され得る 8 品目(りんご、さくらんぼ、ネクタリン、くるみ、すもも、なし、あんず及びまるめろ)に関するものであるため、スペイン産のオレンジについては、チチュウカイミバエの殺虫のための低温処理を適用しようとするものであることから、当該勧告に従った新たな方式とは直接関係はない。</p>				
担当局課室等名	生産局植物防疫課検疫対策室			

分野	基準認証等関係	意見・要望提出者	E U
項目	フランス産りんご生果実の輸入の承認		
意見・要望等の内容	日本の植物検疫制度に関するW T O 紛争解決機関の勧告に基づき、フランス産のりんご生果実の輸入を承認する。		
関係法令	植物防疫法	共管	なし
制度の概要	<p>1. 我が国は、我が国農業生産に甚大な被害を与えると推察される15種類の病害虫及び日本に産しない稲の病害虫の侵入を防止するため、植物防疫法に基づき、その寄主植物について輸入を禁止している。</p> <p>2. 輸入が禁止されている植物を輸入解禁するためには、対象となる病害虫の消毒技術の確立、無発生地域の設定等の検疫措置により、我が国への病害虫の侵入を防止できることが試験・調査等に基づいて明らかにされる必要がある。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期:)		
(説明)			
<p>1. 我が国は、W T O 紛争解決機関の勧告に従って、品種別試験要求及びガイドラインを99年12月31日をもって廃止し、日米間の協議の結果、01年10月12日付けで米国産りんご及びさくらんぼに対し、これに代わる新たな方式(C T 値方式)を採用したところである。</p> <p>2. なお、これらの措置は、コドリングが寄生するおそれのある品目で、その殺虫のために臭化メチルくん蒸が適用されているか、又は今後適用され得る8品目(りんご、さくらんぼ、ネクタリン、くるみ、すもも、なし、あんず及びまるめろ)に関するものである。</p> <p>3. フランスがりんごの輸入解禁品種の追加を要請するに当たって、新たな日米間で合意されたものと同様の方式の採用を希望する場合には、現行のフランス産りんごの検疫措置と同等の有効性が保たれることを確認するため、科学的・技術的データを分析する必要がある。</p>			
担当局課室等名	生産局植物防疫課検疫対策室		

分野	金融関係	意見・要望提出者	(社)リース事業協会 (社)関西経済連合会	
項目	「契約成立時交付書面」の撤廃			
意見・要望等の内容	商品投資契約等の成立時の書面の交付の廃止			
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第17条	共管	金融庁 経済産業省	
制度の概要	商品投資販売業者は、商品投資契約又は商品投資販売契約が成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、当該商品投資契約又は当該商品投資販売契約等の内容及びその履行に関する事項を記載した書面を交付しなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>商品ファンドの販売については、平成10年6月に最低販売単位が撤廃され、一般投資家の購入が容易になった。実際その後の商品ファンドはその大半が個人投資家向けに販売されており、リスク商品の情報開示について、その重要性・必要性は今後更に高まるものと考えられる。</p> <p>また、当該書面に記載することが義務づけられている事項で、契約成立前交付書面と重複があることに関しては、本書面が契約書の性格を有していることから、契約に際して重要な事項について、再度記載するように義務づけを行っているものである。</p> <p>以上の理由から過剰規制とは考えられない。</p> <p>(参考)</p> <p>同様の書面交付義務については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定債権等に係る事業の規制に関する法律(第58条：小口債権販売契約等の成立時の書面の交付) ・金融先物取引法(第71条：成立した取引に係る書面の交付) ・海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律(第5条：海外先物契約の締結及び顧客の売買指示に係る書面の交付) <p>等においても同様の規制が設けられている。</p>				
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官			

分野	金融関係	意見・要望提出者	(社)リース事業協会 (社)関西経済連合会
項目	主務官庁への届出等の規制緩和		
意見・要望等の内容	<p>ア 商品投資販売業の許可申請書に添付する書類の削減（住民票の抄本の添付の廃止）</p> <p>イ 商品投資販売業の変更届出の提出期限の緩和</p>		
関係法令	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商品投資に係る事業の規制に関する法律第5条第2項、第10条 ・ 商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令第4条第3項 	共管	金融庁 経済産業省
制度の概要	<p>ア 商品投資販売業の許可を申請する際には、許可申請書に役員及び重要な使用人の住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録証明書の写し又は外国人登録済証明書）又はこれに代わる書面を添付して提出しなければならない。</p> <p>イ 商品投資販売業者は、商号又は名称及び住所、営業所の名称及び所在地、役員の氏名及び住所並びに重要な使用人の氏名及び住所、他に行っている事業の種類、主要株主の商号、氏名又は名称又は住所、役員の兼職状況に変更があったとき、又はその資本の額若しくは出資の総額を増加したときは、その日から2週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		

対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			

(説明)

許可申請に際して、役員及び重要な使用人の住民票の抄本の提出を求めるのは、その者が法第6条第1項第4号の不許可条件に該当するかを確認するために必要であるので、書類の提出を廃止することは困難である。

なお、現在、国の行政機関等の申請・届出等手続の電子化推進に関するアクション・プラン等に基づいて、住民票の抄本を含めオンラインにより簡便に申請ができるように、平成15年度実施に向けて法制度等を準備中である。

また、申請事項に変更があった場合に主務官庁へ2週間以内に届け出ることについては、

変更届が必要とされている事項は、商品投資販売業の監督のために必要最小限のものであるので、変更届以外に業者の情報を得る有効な手段がない現状では、届出事項の削減や廃止は困難である。

変更届は許可業者の状況を把握するという趣旨に加え、変更内容によっては、許可要件から逸脱する場合もあり、それを早急に確認するためにもできるだけ速やかに提出することが望ましいが、届出書類の調整の時間を考慮して2週間の猶予を設けているものであり、提出期限の延長は困難である。

(参考)

住民票の抄本の添付については、

- ・投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（第136条第4号：投資法人の登録申請書の添付書類）
- ・債権管理回収業に関する特別措置法施行規則（第3条第3号：許可申請書の添付書類）
- ・抵当証券業の規制等に関する法律施行規則（第4条第1号：登録申請書の添付書類）
- ・特定債権等譲受業者及び小口債権販売業者の許可及び監督に関する命令（第4条：許可申請書の添付書類）
- ・証券会社に関する内閣府令（第5条第4号：登録申請書の添付書類）

等においても同様の規制が設けられている。

届出猶予期間については、

- ・投資信託及び投資法人に関する法律（第191条：投資法人の変更の届出）
- ・金融先物取引法（第63条：金融先物取引業者の変更の届出）
- ・債権管理回収業に関する特別措置法（第7条：債権回収会社の変更の届出）
- ・抵当証券業の規制等に関する法律（第9条：抵当証券業者の変更の届出）
- ・特定債権等に係る事業の規制に関する法律（第37条：特定債権等譲受業者の変更の届出）

等においても同様の規制が設けられている。

担当局課室等名 総合食料局商品取引監理官

分野	金融関係	意見・要望提出者	(社)リース事業協会 (社)関西経済連合会
項目	書類の閲覧についての制限		
意見・要望等の内容	書類の閲覧について、開示対象者を既契約者に限定する制限を設けるべき。		
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第20条	共管	金融庁 経済産業省
制度の概要	商品投資販売業者は、当該商品投資販売業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、営業所ごとに備え置き、顧客の求めに応じ、閲覧させなければならない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)			
<p>投資家が投資判断を行う上で、既存の商品ファンドの運用成績や販売業者の経営状況を把握することは自己責任原則を基本とした投資家保護を図る上で重要である。さらに、商品ファンドの大半が個人投資家に販売されている現状では、情報公開の重要性は今後益々高まるものと思料される。開示対象者を既契約者に限定した場合、契約を検討している顧客は判断材料が得られなくなる。これは投資家保護上問題があるので、書類の閲覧を制限することは困難である。</p> <p>なお、商品投資販売業者に閲覧を義務づけている書類には、商品ファンドの販売先は含まれておらず、全ての商品ファンドの運用成績を公開したとしても、特段問題が生じるとは考えられない。</p>			
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官		

分野	金融関係	意見・要望提出者	(社)リース事業協会 (社)関西経済連合会
項目	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		
意見・要望等の内容	商品ファンド法における「従たる運用」の制限緩和 商品ファンドの従たる部分に不動産を組み込んだ場合は、不動産特定共同事業法の規制がかからないことを商品ファンド法で規定すべき		
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第2項	共管	金融庁 経済産業省
制度の概要	<p>金融商品（信託受益権、譲渡性預金、抵当証券、証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条に規定する有価証券及び証券先物取引（証券取引法第2条第17項に規定する有価証券先物取引、同条第18項に規定する有価証券指数等先物取引、同条第19項に規定する有価証券オプション取引及び同条第20項に規定する外国市場証券先物取引をいう。以下同じ。）並びに金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第2条第9項に規定する金融先物取引等をいう。以下同じ。）を投資対象として組み入れる場合には、法第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額が運用財産の総額の二分の一超であることとする。</p> <p>金融商品の組入れ割合は、その合計額が運用財産の総額の二分の一未満とし、証券先物取引及び金融先物取引等の組入れ割合については、その合計額が運用財産の総額の三分の一以内とする。</p> <p>貸付債権は、投資の対象としない。</p> <p>(注1) により、法第2条第1項第1号又は第2号に掲げる商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の三分の一超で、法第2条第1項に規定する商品投資が運用財産の総額の二分の一以内の場合には、金融商品は組み入れられない。</p> <p>(注2) 証券先物取引及び金融先物取引等の金額については、証拠金又はオプションの対価ベースとし、金融商品の組入れ割合の算定に当たっては、証拠金等に差し入れた金融商品が含まれる。</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中)	措置困難 その他
(説明)	商品投資に係る事業の規制に関する法律と不動産特定共同事業法ではその法目的、規制内容が異なっており、商品投資に係る事業の規制に関する法律において、不動産特定共同事業法の規制対象から外すことを規定することは不可能。		
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官		

分野	金融関係	意見・要望提出者	(社)リース事業協会 (社)関西経済連合会	
項目	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和			
意見・要望等の内容	商品投資顧問業者以外への投資一任の禁止についての措置 商品ファンド法では、投資判断の一任契約の相手方として、「商品投資顧問業者または商品ファンド法に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種の許可を受けている者」と規定しているため、商品ファンド法と同種の許可制度のない国の商品投資顧問業者については活用することが出来ないことから、何らかの措置を講じるべきである。			
関係法令	商品投資に係る事業の規制に関する法律第21条	共管	金融庁 経済産業省	
制度の概要	商品投資販売業者は、出資された財産の全部又は一部を特定商品投資により運用することを目的とする商品投資契約の締結等又はその投資収益の分配等を受ける権利の販売等を行う場合においては、商品投資顧問業者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において同種の許可等を受けている者に対してその特定商品投資に係る投資判断を一任する商品投資契約でなければ、その締結等をし、又はその投資収益の分配等を受ける権利の販売等をしてはならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 商品投資顧問業者は、不特定多数の投資家から集めたファンド資産の一任運用を行うことから、顧問業者の投資判断が投資家の資産に多大な影響を与えることとなるため、専門的知識・経験を有すると判断される者にのみ商品投資顧問業者の許可を与え、投資家保護を図っているものである。このため、海外の顧問業者にファンド資産の運用を一任する場合においても、ファンド法に相当する外国の法令に基づく同種の許可等を受けている顧問業者に限定する規定を法律上定めているものであり、これを緩和することは投資家保護に反する事態を引き起こしかねず、措置困難である。				
担当局課室等名	総合食料局商品取引監理官			

分野	金融関係	意見・要望提出者	全国農業協同組合中央会 (社)全国信連協会	
項目	従属業務を営む子会社に係る収入依存度規制の緩和			
意見・要望等の内容	信用農業協同組合連合会及び農業協同組合の従属業務子会社の要件で、「信用農業協同組合連合会・農業協同組合・他の子会社等からの収入依存度90%以上」を緩和すること。			
関係法令	平成10年金融監督庁・大蔵省・農林水産省告示第9号	共管	金融庁	
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ほとんどの従属業務を営む子会社は、信用農業協同組合連合会・農業協同組合・グループ会社からの収入が50%又は90%以上に限定されている。 従属業務を営む子会社は、当該信用農業協同組合連合会又は農業協同組合が全額出資しなければならない 			
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画 2(3)イ b 従属業務を営む子会社の収入依存度に係る要件を緩和する。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:平成14年4月1日施行(予定))			
(説明)	<p>信用農業協同組合連合会又は農業協同組合の従属業務子会社に対する収入依存度規制は、それぞれの従属業務について、信用農業協同組合連合会又は農業協同組合及びそれぞれの子会社からの収入の額の合計が、当該従属業務に係る総収入の50%超に緩和することとする。</p> <p>また、信用農業協同組合連合会又は農業協同組合の従属業務子会社に対する出資比率については、50%超に緩和することとする。</p>			
担当局課室等名	経営局金融調整課			

分野	金融関係	意見・要望提出者	全国農業協同組合中央会 (社)全国信連協会	
項目	理事会の議事録の閲覧手続き整備			
意見・要望等の内容	経営管理委員会を導入していない信用農業協同組合連合会及び農業協同組合において、会員（農業協同組合の場合は組合員）及び信用農業協同組合連合会（農業協同組合）の債権者の理事会議事録閲覧請求を裁判所許可制へ移行する。			
関係法令	農協法第35条第4項	共管	金融庁	
制度の概要	信用農業協同組合連合会の会員（農業協同組合の場合は組合員）及び信用農業協同組合連合会（農業協同組合）の債権者は、いつでも理事に対して理事会の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)	理事会議事録は、当該信用農業協同組合連合会や農業協同組合の経営状況を把握するための重要な資料のひとつであり、出資者である会員（組合員）や債権者が閲覧を望む場合に迅速に閲覧できない場合には会員（組合員）や債権者の権利が阻害されるおそれがあるため、閲覧請求の裁判所許可制への移行は措置困難である。			
担当局課室等名	経営局金融調整課			

分野	金融関係	意見・要望提出者	全国農業協同組合中央会 (社)全国信連協会	
項目	理事会及び経営管理委員会の議事録の取扱い整備			
意見・要望等の内容	<p>経営管理委員会を導入している信用農業協同組合連合会及び農業協同組合に係る理事会等の議事録の取扱いについて、次のとおり整備する。</p> <p>従たる事務所における理事会議事録謄本に係る備え置き廃止</p> <p>理事会議事録は、会員（農業協同組合の場合は組合員）及び信用農業協同組合連合会（農業協同組合）の債権者の閲覧又は謄本請求の対象とせず、経営管理委員会の議事録のみ、議事録閲覧請求の裁判所許可制とする。</p>			
関係法令	農協法第35条第2項、第4項	共管	金融庁	
制度の概要	<p>理事は、理事会及び経営管理委員会の議事録を10年間主たる事務所に、その謄本を5年間従たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>会員（組合員）及び信用農業協同組合連合会（農業協同組合）の債権者は、いつでも理事に対して理事会及び経営管理委員会の書類の閲覧又は謄写を求めることができる。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	<p>理事会議事録は、当該信用農業協同組合連合会や農業協同組合の経営状況を把握するための重要な資料のひとつであり、従たる事務所に備え置かれていない場合や会員（組合員）や債権者が閲覧を望む場合に迅速に閲覧できない場合には会員（組合員）や権利が阻害されるおそれがあるため、閲覧請求の裁判所許可制への移行は措置困難である。</p>			
担当局課室等名	金融調整課			

分野	金融関係	意見・要望提出者	全国農業協同組合中央会 (社)全国信連協会	
項目	信連の余裕金運用範囲の拡大			
意見・要望等の内容	余裕金運用の基準の信用農業協同組合連合会に係る条項を見直し、自己責任による運用範囲の拡大を行う。具体的な範囲拡大の例として、次の商品を運用対象に加える。店頭登録見込が確実な株式、証券投資信託以外の投資信託受益証券、金銭債権(売掛債権及び手形債権の流動化商品)、証券取引法第2条に有価証券として規定されている出資証券及び優先出資証券、有価証券信託(株券等)、「資産の流動化に関する法律」に規定する特定目的信託の受益証券			
関係法令	農協法施行令第3条の5第3項、第4項	共管	金融庁	
制度の概要	信用事業を行う会員農業協同組合の補完的機能を担う信用農業協同組合連合会については、会員農業協同組合よりも余裕金運用範囲は広く認めているが、安全確実な運用が行えるよう一定のものに制限している。意見・要望等の内容に即して例示すれば、次のとおり。 株式については上場株式、上場見込株式、店頭録株式、投資信託受益証券については、証券投資信託、主務大臣が指定する金銭債権(コマーシャル・ペーパー等)、主務大臣が指定する債券(国内株式会社発行社債等)、有価証券信託については国債等を対象とするものに限定、「資産の流動化に関する法律」規定する特定社債			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(実施(予定)時期：)				
(説明) 信用農業協同組合連合会については、一般の組合に比べてより厳格な健全性の確保が求められているところであり、財務内容や業務執行体制等が確立されるまでは、余裕金運用についての規制は引き続き必要。				
担当局課室等名	経営局金融調整課			

分野	金融関係	意見・要望提出者	全国農業協同組合中央会 (社)全国信連協会	
項目	特定農業協同組合の余裕金運用範囲の拡大			
意見・要望等の内容	<p>余裕金運用の基準の特定農業協同組合に係る条項を見直し、自己責任による運用範囲の拡大を行う。具体的な範囲拡大の例として、次の商品を運用対象に加える。</p> <p>上場見込が確実な株式、店頭登録株式、証券投資信託以外の投資信託受益証、金銭債権（売掛債権及び手形債権の流動化商品）、証券取引法第2条に有価証券として規定されている出資証券及び優先出資証券、有価証券信託（株券等） 「資産の流動化に関する法律」に規定する特定目的信託の受益証券 外国国債</p>			
関係法令	農協法施行令第3条の5第3項、第4項	共管	金融庁	
制度の概要	<p>貯金の受入れを行う農業協同組合のうち一定の運用体制が整備された特定農業協同組合は他の一般の農業協同組合に比べて余裕金運用範囲は広く認めているが、安全確実な運用が行えるよう一定のものに制限している。意見・要望等の内容に即して例示すれば、次のとおり。株式については上場株式、投資信託受益証券については、証券投資信託、主務大臣が指定する金銭債権（コマーシャル・ペーパー等）、主務大臣が指定する債券（国内株式会社発行社債等）、有価証券信託については国債等を対象とするものに限定、「資産の流動化に関する法律」規定する特定社債</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
（説明） 特定農業協同組合については、一般の組合に比べてより厳格な健全性の確保が求められているところであり、財務内容や業務執行体制等が確立されるまでは、余裕金運用についての規制は引き続き必要。				
担当局課室等名	経営局金融調整課			

分野	金融関係	意見・要望提出者	
項目	証券業務に係る認可の廃止		
意見・要望等の内容	証券業務に係る主務大臣の認可を不要とする。		
関係法令	農林中央金庫法第54条第9項	共管	金融庁
制度の概要	・登録等証券業務を営もうとする場合及び変更しようする場合には主務大臣の認可が必要。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 証券業務を営もうとする場合及び業務内容等を変更する場合の主務大臣の認可については、証券業務によるリスクが金融業務に影響することを防止する必要性から認可にかからしめることとした趣旨にかんがみれば措置困難である。			
担当局課室等名	経営局金融調整課		

分野	金融関係	意見・要望提出者	
項目	農林中央金庫のペーパーレスＣＰの発行		
意見・要望等の内容	農林中央金庫によるペーパーレスＣＰの発行を可能とする。		
関係法令	短期社債の振替に関する法律第２条第 ２項 農林中央金庫法	共管	金融庁
	・農林中央金庫による「短期社債等」に該当するペーパーレスＣＰの発行は認められていない。		
計画等における記載の状況	該当なし		
	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：今通常国会)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明)	今通常国会に提出予定の、「証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案(仮称)」にて措置予定。		
担当局課室等名	経営局金融調整課		

分野	金融関係	意見・要望提出者	
項目	「その他付随する業務」の該当基準の明確化		
意見・要望等の内容	付随業務の該当基準の明確化		
関係法令	農林中央金庫法第54条第4項	共管	金融庁
制度の概要	・農林中央金庫法第54条第4項では、「当該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を営むことができる」とされているが、付随業務の該当基準が明確でないことから、業としての取扱に制限がある場合がある。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中	
	措置予定	具体的措置の検討中	
	(実施(予定)時期：平成14年4月1日(予定))		
(説明)			
農林中央金庫の付随業務の範囲については、本業と機能的な親近性、リスクの同質性、利用者利便、余剰能力の活用等の観点から、事務ガイドラインにおいて付随業務に該当するかどうかの判断基準を提示することとする。			
担当局課室等名	経営局金融調整課		

分野	金融関係	意見・要望提出者	
項目	子会社対象範囲の拡大（銀行子会社の所有）		
意見・要望等の内容	農林中央金庫の子会社対象会社に「銀行」を加える。		
関係法令	農林中央金庫法第72条	共管	金融庁
制度の概要	・子会社対象会社として農林中央金庫が保有できる「銀行」は、「信託業務を営む銀行」とされている。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
(説明) 農林中央金庫が保有できる子会社の範囲については、経営の健全性確保の観点及び協同組織金融機関の特性等を踏まえて規定されているものであり、その趣旨にかんがみれば措置困難である。			
担当局課室等名	経営局金融調整課		

分野	金融関係	意見・要望提出者	
項目	従属業務子会社の収入依存度規制の緩和		
意見・要望等の内容	収入依存度の90%から50%への緩和 従属業務子会社の株式保有を親会社の他に子会社・他の金融会社にも認める。		
関係法令	農林中央金庫法の施行に関する件（平成13年9月13日金融庁・農林水産省告示第13号）	共管	金融庁
制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの従属業務を営む子会社は、農林中央金庫とグループ会社からの収入が50%又は90%以上に限定されている。 ・従属業務を営む子会社は、農林中央金庫が全額出資しなければならない。 		
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画 2(3)イ d ・従属業務を営む子会社の収入依存度に係る要件の緩和及び金融関連業務の兼営を認める。 （「金融関連業務の兼営を認める」については措置済）		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（実施（予定）時期：平成14年4月1日施行（予定））			
（説明） 農林中央金庫の従属業務子会社に対する収入依存度規制は、それぞれの従属業務について、農林中央金庫及びその子会社からの収入の額の合計が、当該従属業務に係る総収入の50%超に緩和することとする。 また、農林中央金庫の従属業務子会社に対する出資比率については、50%超に緩和することとする。			
担当局課室等名	経営局金融調整課		

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	オーストラリア	
項目	輸入糖調整金の引下げ			
意見・要望等の内容	日本は、調整金の引き下げを通じて、国内産砂糖の目標価格を更に引き下げるべきである。			
関係法令	砂糖の価格調整に関する法律	共管	なし	
制度の概要	輸入糖について、国内産糖合理化目標価格を下回る場合に農畜産業振興事業団による買入・売戻を行うことにより、調整金を徴収する。また、最低生産者価格以上で買い入れられた甘味資源作物を原料とした国内産糖について、農畜産業振興事業団から国内産糖交付金を交付する。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：平成12年10月)			
(説明)	平成11年9月に決定された「新たな砂糖・甘味資源作物政策大綱」に基づいて法律改正等を行い、平成12年10月から新たな糖価調整制度が開始されたところである。この中で、市場原理を活用した最低生産者価格及び国内産糖価格等の形成の実現を図るほか、輸入糖調整金を時限的に減額するとともに、関係者の再編・合理化を積極的に推進し、砂糖価格の引下げ及び砂糖需要の回復を目指すこととしている。			
担当局課室等名	生産局特産振興課			

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	オーストラリア	
項目	全ての米の契約に対するＳＢＳの受け入れ及び入札時期の見直し			
意見・要望等の内容	全ての米の契約に対する同時入札（ＳＢＳ）の受け入れや、月の需給状態をより良く反映出来るように少なくとも毎月ＳＢＳ入札を行うべきである。特に、南半球および北半球の新鮮な米の輸入による恩恵が受けられるような時期に入札が行われるべきである。			
関係法令	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第６２条	共管	なし	
制度の概要	ミニマム・アクセスの一部として実施している売買同時契約方式（ＳＢＳ）による輸入については、多様な外国産米について国内における適正な市場評価を得るために導入されたものである。平成１３年度は、年４回平均的に入札を実施することとしており、５月、８月、１１月、１月に実施した。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
食糧庁は、国家貿易企業として、ミニマム・アクセス米の輸入については、ＷＴＯ協定に従って、商業的考慮のみによって、公正に行っているところである。				
米の輸入に当たっては、国内の需要動向を踏まえ、通年安定的な売却操作が可能となるよう配慮しつつ、平均的かつ計画的に輸入を行えるよう入札時期・数量を決めることとしている。				
また、ミニマム・アクセス米の輸入の一部として実施する売買同時契約方式（ＳＢＳ）による輸入については、多様な外国産米について国内における適正な市場評価を得るために導入されたものである。平成１３年度は年４回平均的に入札を実施し、合計１０万トンの契約を行ったところであり、当面の需要動向の情報を得るには十分な数量であり、全ての米の輸入をＳＢＳに委ねる必要はない。				
担当局課室等名				

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	オーストラリア	
項目	S B S 米の売渡予定価格の見直し			
意見・要望等の内容	米の同時入札（S B S）を調整する際、輸入米に対する最大販売価格を廃止すべきである。			
関係法令	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第62条第3項	共管	財務省	
制度の概要	米のS B Sは、外国産米の国内における適正な市場評価を得るため、ミニマム・アクセスのうち一定数量について、輸入業者と登録卸売業者等が連名で買入及び売渡を申込み、政府との間で売買を行うものであり、売渡申込価格が国が設定した買入予定価格以下で、買受申込価格が国が設定した売渡予定価格以上のもののうち、売買差額の大きいものから順次契約予定数量に達するまで契約相手方として決定する制度である。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 我が国では、国が売買契約を締結する場合には、会計法上売渡予定価格を定めることとなっており、米の売買同時入札制度において売渡予定価格を作成しないことは困難である。				
担当局課室等名				

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	オーストラリア	
項目	砂糖の輸入量規制の見直し			
意見・要望等の内容	市場で、全ての甘味料が同じ土俵で競争できるように、政府によって砂糖の輸入量を決めるシステムを見直すべきである。			
関係法令	砂糖の価格調整に関する法律	共管	なし	
制度の概要	輸入糖について、国内産糖合理化目標価格を下回る場合に農畜産業振興事業団による買入・売戻を行うことにより、調整金を徴収する。また、最低生産者価格以上で買入れられた甘味資源作物を原料とした国内産糖について、農畜産業振興事業団から国内産糖交付金を交付する。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
砂糖については、農畜産業振興事業団による買入・売買を通じた調整を行えば、自由数量の輸入が可能であり、政府が砂糖の輸入量を決めるシステムとはなっていない。				
担当局課室等名	生産局特産振興課			

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	オーストラリア	
項目	農産物検査における病害虫の取扱いに関する海外からの監督業務について			
意見・要望等の内容	<p>農林水産省の検査官が日本到着時にその農作物を検査するという方法と同様のものと考えることにより完全なプリ・クリアランス手続きに移行できると考える。この方法で行えば、日本の目的地での農産物の重複検査を軽減することが出来る。例えば、この方法はオーストラリア向けの日本の二十世紀なしに見られる。</p> <p>または、日本政府は豪州輸出管理法を基に行っている検査、証明業務を農林水産省の行っている規則と同等のものとする行政上の考え方をとるべきである。</p>			
関係法令	植物防疫法	共管	なし	
制度の概要	<p>豪州には、チチュウカイミバエ等の害虫が発生しているため、かんきつ類、マンゴウ、りんご生果実については、現地において我が国からの派遣検査官による、豪州側の検疫措置の確認等を行うことを条件に輸入を解禁している。また、条件付き輸入解禁品目が輸入された場合には、現地で確認等を行えない事項について輸入検査を行っている。</p> <p>なお、輸入禁止品以外のものについては、当方の検査官による現地確認等は必要はない。(プリクリアランスは行っていない)。</p> <p>国際植物防疫条約において、病害虫の侵入防止に関する適切な検疫措置を講ずる主権が輸入国に認められている。また、病害虫の侵入を完全に防止し、農産物の安全性を確保するためには、各国の責任において輸入時に検査を行うことが不可欠である。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	<p>我が国派遣検査官の現地確認業務は、輸入解禁条件である検疫措置、すなわち豪州植物検疫機関によるチチュウカイミバエ等の殺虫処理、処理後の汚染防止措置等、輸出検査、所定のこん包表示、再汚染防止措置等について現地で立会確認するものである。一方、日本での輸入検査は、輸出国で所定の検査が実施されたものか否か、輸送中の汚染の有無等を植物検疫証明書、当該荷口のこん包状態、果実等を輸入港において検査して確認する措置であり、内容が異なることから、輸入検査は省略できない。</p>			
担当局課室等名	生産局植物防疫課検疫対策室			

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	オーストラリア	
項目	競走馬の出走制限の緩和			
意見・要望等の内容	中央競馬の競走において、外国産馬に対する出走制限を全て撤廃。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	<p>我が国における競馬は、日本中央競馬会（ＪＲＡ）などの競馬主催者が、国民的娯楽ビジネス（興行）として行っているものであり、外国産馬に対する出走制限に関することは、競馬主催者の裁量により、競馬番組において自主的に決めている。</p> <p>外国産馬に対する出走制限を行っているのは、内国産馬の改良増殖への貢献や競馬ファンの意向の反映といった事情によるものであるが、国際交流の推進やレース内容の充実といった観点から、平成４年に第一次の、平成１１年に現行の「外国産馬の出走制限緩和計画」を策定し、これを着実に実行してきているところである。</p>			
計画等における記載の状況	該当無し			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
<p>１．外国産馬の出走制限の緩和については、ＪＲＡにおいて、平成４年に「外国産馬の出走制限緩和計画」を策定し、着実に実行してきたところであり、また、国際交流の一層の推進やレース内容の更なる充実といった観点から、ＪＲＡにおいて、平成１２年以降の出走制限緩和計画（計画期間：平成１２年～１６年）を策定した（平成１１年１１月１８日）ところであり、本計画を着実に実行しているところである。</p> <p>２．これにより、平成１２年から１６年の間において段階的に、海外で出走経験のある外国産馬が出走できるレース数を２４レースに拡大（平成１２年現在１５レース）するとともに、天皇賞（春・秋）及び３歳馬５大特別競走に海外で出走経験のない外国産馬の出走枠を設けることとした。</p> <p>３．なお、外国産馬の出走制限については、内国産馬の改良増殖への貢献や競馬ファンの意向の反映といった趣旨に鑑み、諸外国でも行われていることであり、すべて撤廃することは困難である。</p>				
担当局課室等名	生産局畜産部競馬監督課			

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	オーストラリア	
項目	競走馬の負担重量の軽減			
意見・要望等の内容	他の地域の競馬センターに調和するために、南半球産馬に適用されている許容重量を増やすべき。			
関係法令	なし	共管	なし	
制度の概要	<p>我が国における競馬は、日本中央競馬会（ＪＲＡ）などの競馬主催者が、国民的娯楽ビジネス（興行）として行っているものであり、南半球産馬に対する負担重量に関することは、競馬主催者の裁量により、競馬番組において自主的に決めている。</p> <p>南半球産馬に対する負担重量の取扱いについては、北半球産馬と南半球産馬の成長の違い（南半球産馬が月齢で平均半年若い）を勘案して、南半球産馬に対して、日本中央競馬会競馬施行規程により負担重量を軽減しているものである。</p>			
計画等における記載の状況	該当無し			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
<p>1．南半球産馬に対する負担重量の取扱いについては、北半球産馬と南半球産馬の成長の違いを勘案して、南半球産馬に対して、日本中央競馬会競馬施行規程により負担重量を軽減しているものであり、オーストラリアは、負担重量の更なる軽減を求めてきているものである。</p> <p>2．負担重量の取扱いは、競馬の番組編成と不可分な事項であり、南半球産馬に対する負担重量の取扱いについては、馬の年齢に応じた負担重量の見直しの中で、その取扱いについて検討を進めているところである。</p>				
担当局課室等名	生産局畜産部競馬監督課			

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	カナダ
項目	JAS規格の見直し等		
意見・要望等の内容	(1) 製材の樹種の同等性を決定するための基準を作成する。 (2) 2005年以前にJAS143を改定することを検討する。 (3) 透明性を高めるために、JAS規格の改定に際し設立されるJAS作業部会へのカナダの参加を検討する。		
関係法令	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法） 構造用集成材のJAS規格（告示）等	共管	なし
制度の概要	JAS規格の見直しに当たっては、規格の原案の作成のため、農林水産消費技術センターが主催して、ユーザー、メーカー、専門家等から成る検討会の場で検討を行っている。委員の構成をバランスのとれたものとする必要があることから、必ずしも外国の関係者が正式メンバーとしては参加できない場合もある。		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	措置済 措置予定 （実施（予定）時期： ）	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	
（説明） 規格見直しのための検討会（カナダが言うJAS作業部会）については、カナダを含め、外国の関係者に対しても、正式メンバーでなくとも、検討会への参加、意見の提出、議論への参加等について実質的に委員と変わらない機会が与えられており、特段の問題はないものと考えている。			
担当局課室等名	総合食料局品質課		

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	小麦の内外価格差の是正			
意見・要望等の内容	(1) 小麦の政府買入価格の段階的引下げ及び政府売渡価格の継続的引下げ (2) 一般輸入におけるマークアップの一層の引下げ (3) 国内産麦の位置付け、国内産麦の生産振興と費用負担のあり方の検討をさらに深め、内外価格差の是正に直接つながる制度の構築			
関係法令	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第66条等	共管	なし	
制度の概要	(1) 小麦の政府買入価格については、小麦の生産費その他の生産条件、小麦の需要及び供給の動向並びに物価その他の経済事情を参酌し、小麦の再生産を確保することを旨として定めることとされている。 (2) 小麦の政府売渡価格については、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、消費者の家計を安定させることを旨として定めることとされており、家計の安定が図られる価格の範囲内で、国内産麦に対する財政負担と外国産麦からの差益との収支に赤字が生じないことを基本とする方式により決定されている。			
計画等における記載の状況	規制改革推進3か年計画 - 7 - (3) - ア - 今後の麦政策については、「新たな麦政策大綱」(平成10年5月29日省議決定)を踏まえ、逐次施策の具体化を図り、必要な措置を講ずる。			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:「新たな麦政策大綱」に示された転換プログラムを踏まえながら逐次実施)			
(説明)				
(1) 小麦の政府買入価格については、小麦の生産費、その他の生産条件、需給動向、物価その他の経済事情を参酌し、毎年定めることとされている。また、政府売渡価格については、家計費及び米価その他の経済事情を参酌し、毎年定めることとされている。こうした中、政府買入価格、政府売渡価格ともに低下しており、平成13年度は昭和60年度と比べそれぞれ累計 21.7%、42.7%となっている。				
(2) マークアップについては、ウルグアイ・ラウンド合意に基づき我が国が譲許表で約束した内容を着実に実施している。				
(3) 政府売渡価格の算定方式については、「新たな麦政策大綱」を踏まえ、民間流通への移行に伴い政府買入れが不要となった際には、費用負担関係の透明性が一層向上するような新たな算定方式(外麦コスト価格と内麦生産の安定に係る費用を基に算定する方式)に移行することとしている。「新たな麦政策大綱」に基づく各方面にわたる施策の見直しに際しては、内外価格差の現状、国際化の進展に対応していくため、生産者、実需者及び政府それぞれが新たな麦政策の方向に即したコスト削減等の総合的な努力を行う必要がある。				
担当局課室等名				

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	種苗管理センターの民営化			
意見・要望等の内容	競争原理を導入する観点から、種苗管理センターを民営化して早期に独立採算で運営できる体制を目指すべきである。 (ばれいしょの種いも生産に関して、民間でもマイクロチューバー(MT)を用いた種いも生産に取り組んでいるが、種苗管理センターが供給する原原種との価格差が埋まらない。)			
関係法令	独立行政法人種苗管理センター法 植物防疫法	共管	なし	
制度の概要	<p>1 ばれいしょその他の農作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うことが種苗管理センターの目的の一つとなっている(独立行政法人種苗管理センター法第3条)。</p> <p>2 農林水産大臣の指定する繁殖の用に供する植物(以下「指定種苗」という。)については、有害動植物のまん延を防止するため、植物防疫官の検査を受けることとされている。ただし、農林水産大臣の指定する地域で生産される指定種苗、都道府県又は独立行政法人種苗管理センターが生産し、かつ、農林水産大臣の定める基準に従って自ら検査する指定種苗及び種苗生産者が同一都道府県の区域内で自ら繁殖の用に供するため生産する指定種苗については、当該検査を行わないこととしている(植物防疫法第13条及び第16条)。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			

(説明)

1 種苗管理センターの組織・業務のあり方については、中央省庁等改革の議論の中で民営化の是非を含め広範かつ徹底的な検討がなされた結果、独立行政法人とすることがふさわしいとされ、平成13年4月から独立行政法人種苗管理センターとして運営されている。

現在、平成13年4月を始期とする5か年の中期目標の達成に向けた新たな業務展開を開始しており、業務の効率化、業務の質の向上に努めているところである。

2 また、ばれいしょについては、我が国の農業生産上重要な作物である一方、栄養繁殖により増殖することからウイルス病などが種いもによって伝播し、薬剤防除が不可能で大きな被害を受ける恐れがあるため、種苗管理センターによる厳格な管理の下で種いもの基となる原原種の生産・配布を行うことによりばれいしょの安定生産対策を国策として行っているものである。

3 一方、民間企業がMT等を用いて種苗としてのばれいしょの生産・販売を行うことは制限されているわけではなく、種苗管理センターは、民間企業とも情報交換等相互に連携をとりながら種ばれいしょの安定供給に取り組んでいるところである。

4 なお、植物防疫法は、種いもに対するウイルスなどの病害虫の付着・感染等を検査することでばれいしょの病害虫のまん延の防止を図ることを目的としており、ばれいしょの種いもの生産を管理しているわけではない。

担当局課室等名	生産局種苗課、植物防疫課
---------	--------------

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	国産ビール大麦の購入義務の廃止及び外国産麦芽の関税無税化			
意見・要望等の内容	ビール・ウイスキーの関税が撤廃されることを踏まえ、国内産ビール大麦と輸入麦芽との実質的な抱き合わせ購入義務を廃止する。			
関係法令	関税暫定措置法等	共管	財務省	
制度の概要	麦芽の輸入については、昭和48年度まで輸入割当制度がとられてきたが、昭和49年の輸入自由化に伴い、国産ビール大麦の確保と麦芽の安定的な供給を図るため、関税割当制度が採用されている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
1 ビール大麦は、麦類の中でも収穫期が早いことから、二毛作の推進等を通じた水田農業の確立を図る上で重要な作物であり、今後とも、安定的な生産を推進していくことが必要である。 このため、国産ビール大麦の安定的な生産を図りつつ、麦芽の供給を確保する観点から、麦芽について関税割当制度を設けているところである。				
2 麦芽の関税割当制度の運用に当たっては、国内需要量見込みから国産ビール大麦の生産量を差し引いたものにつき麦芽関税割当制度の一次税率(無税)枠を設定している。 この結果、実需者は、需要量の9割程度(年間75~80万ト)の麦芽を無税で輸入している。				
3 なお、国産ビール大麦については、従来から業界と生産者団体との自主的協議に基づいて契約栽培が実施されてきている。				
担当局課室等名	生産局農産振興課			

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	事業用のイネ種子の輸入制限の緩和			
意見・要望等の内容	野菜種子と同様、事業用イネ種子粉についても輸入を可能とすべきである。 (主要イネ病害虫の国内持ち込みを防ぐという観点からすれば、種子粉の殺菌・殺虫処理等により対応は十分可能)			
関係法令	植物防疫法	共管	なし	
制度の概要	日本に未発生 of 稲の病害虫が我が国に侵入することを防ぐため、朝鮮半島及び台湾以外の国(地域)からの稲籾の輸入は、植物防疫法第7条第1項の規定に基づき禁止されている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
いねもみの輸入が禁止されている国(地域)から、輸入禁止の理由となっている病害虫を殺菌・殺虫処理することにより輸入解禁するためには、輸出要請国が当該国に発生している輸入禁止の理由となっている対象病害虫を完全に殺菌・殺虫できる技術を確立した上で、その技術に関する科学的データを我が国に提出し、我が国専門家がそのデータを評価して科学的な妥当性を確認した上で、所定の手続を行う必要がある。				
担当局課室等名	生産局植物防疫課検疫対策室			

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	民間育成品種の奨励品種採用後の制限緩和			
意見・要望等の内容	民間育成品種の奨励品種採用後、民間が自由に種子供給を行うことができるようにする。			
関係法令	主要農作物種子法	共管	なし	
制度の概要	主要農作物の優良な種子の生産及び普及を図るため、都道府県は、地域において普及すべき優良な品種(奨励品種)を決定するための試験、優良な品種の種子生産に必要な原原種・原種の生産、優良な種子生産をするためのほ場の指定、指定種子生産ほ場の審査及び生産物審査等を行うこととしている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中 ()	措置困難	その他
(説明)				
<p>我が国においては、国、都道府県等の公的機関のみならず、民間事業者も含め積極的な品種の改良が進められている。</p> <p>これら品種改良の成果を我が国農業の発展に積極的に役立てていくため、昭和61年に主要農作物種子法を改正し、</p> <p>主要農作物の種子の生産ほ場についての都道府県による指定の対象に、民間事業者の委託を受けた生産ほ場を追加すること</p> <p>原原種及び原種についても、都道府県による指定の対象に都道府県以外の者が経営するほ場を追加することができること</p> <p>とし、民間事業者が農業者のニーズに応じて種子生産を行えるように措置したところである。</p>				
担当局課室等名	生産局農産振興課			

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	砂糖の価格制度のさらなる見直し			
意見・要望等の内容	<p>現行の調整金徴収制度を見直すとともに、国内産糖の位置付け、国内産糖の生産振興とその費用負担のあり方などについて検討を深め、最低生産者価格及び国内砂糖価格の引き下げが実現するようにすべきである。また、新しく導入された入札制度については、輸入糖売戻価格を基準とした市場原理に基づく適正な価格設定がなされるよう改善すべきである。</p>			
関係法令	砂糖の価格調整に関する法律	共管	なし	
制度の概要	<p>輸入糖について、国内産糖合理化目標価格を下回る場合に農畜産業振興事業団による買入・売戻を行うことにより、調整金を徴収する。また、最低生産者価格以上で買い入れられた甘味資源作物を原料とした国内産糖について、農畜産業振興事業団から国内産糖交付金を交付する。さらに、国内産原料糖及び輸入糖の一部数量について、透明かつ適正な価格形成を図るため、平成12年10月から入札の仕組みを導入した。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
<p>(説明)</p> <p>平成11年9月に決定された「新たな砂糖・甘味資源作物政策大綱」に基づいて法律改正等を行い、平成12年10月から新たな糖価調整制度が開始されたところである。この中で、市場原理を活用した最低生産者価格及び国内産糖価格等の形成の実現を図るほか、輸入糖調整金を時限的に減額するとともに、関係企業の再編・合理化を積極的に推進し、砂糖価格の引き下げ及び砂糖需要の回復を目指すこととしている。</p> <p>このため、関係者との連携の下、新制度の円滑な推進を図っていくことが肝要であり、更なる制度改正の必要性はない。</p> <p>また、入札制度については、大綱の趣旨を踏まえ、国内産原料糖について、需給事情、品質等を適切に反映した透明かつ適正な価格形成が図られるよう、平成12年10月から導入したところであり、当該制度の運用を通じて市場原理に基づく適正な価格設定がなされている。</p>				
担当局課室等名	生産局特産振興課			

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	無糖ココア調製品の関税割当枠の拡大等			
意見・要望等の内容	1 関税割当枠の拡大、国産粉乳との抱合せ率の緩和 2 国産粉乳使用台帳等の記載内容の簡素化			
関係法令	関税暫定措置法	共管	財務省	
制度の概要	<p>昭和63年4月からのチョコレート菓子関税の大幅な引下げ(20%→10%)の実施に伴い、国内チョコレートメーカーへの影響を考慮して、国産粉乳の安定的引取りにも配慮しつつ、チョコレートメーカーの原料調達コストの低減を図るため、昭和63年度よりチョコレート製造用のココア調製品(無糖)に国産粉乳との抱合せを伴う関税割当制度を導入している。</p> <p>国産粉乳との抱合せ率は、現在、国産粉乳1に対して無糖ココア調製品2.6となっている。</p> <p>また、当制度は、チョコレート製造用として使用する無糖ココア調製品について、国産粉乳との抱合せを条件として一次関税を無税としていることから、厳正に運用する必要があるため、品名・規格・数量等に関する台帳の整備を行っている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)	<p>無糖ココア調製品の割当枠及び抱合せ率については、当該年度におけるチョコレート製造用の当該調製品及び国産粉乳の需給を勘案し設定している。</p> <p>また、無糖ココア調製品は、国産粉乳との抱合せを条件として一次関税を無税としていることから、その使用実態を確認するために必要な品名・規格・数量等に関する台帳の整備を行っているものである。</p> <p>したがって、要望1については、国産粉乳の需給事情等を勘案する必要があること、また、要望2については、本制度運用上不可欠なものであることから、要望内容の措置は困難である。</p>			
担当局課室等名	総合食料局食品産業振興課			

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	調製食用脂の関税割当枠の拡大			
意見・要望等の内容	ニュージーランド産以外の各国産の製品についても、乳脂肪を含む調製食用脂の関税割当枠の拡大を図るべきである。			
関係法令	関税暫定措置法	共管	財務省	
制度の概要	<p>調製食用脂（乳脂肪分と植物油脂を混合したものは、国産バターと競合するものであるが、その輸入の増大が国内で問題となり、昭和56年度から輸出国のNZに対して輸出自主規制を要請し、輸入貿易管理令に基づく事前確認制対象品目に指定することとなった。</p> <p>その後、UR農業合意に基づき関税化され、当時の輸入実績をアクセス約束数量とし平成7年度より関税割当に移行した。その際、NZとの交渉の結果、全体の割当量（約1.9万トン）のうちの6割にあたる約1.2万トンをNZ産に割り当てることとなった。</p> <p>残りの約7千トンについては、国別割当は実施していない。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
<p>全体の枠は現在も変わらず約1.9万トンであり、NZ産は約1.2万トン、残り約7千トンはEUやシンガポールから輸入されている</p> <p>枠の取扱いについては、UR交渉の経緯を踏まえ、国内における乳製品の需給に配慮しつつ今後のWTO交渉の中で検討すべきものである。</p>				
担当局課室等名	総合食料局食品産業振興課			

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会	
項目	バナナの季節関税の撤廃			
意見・要望等の内容	<p>バナナに対する季節関税を撤廃すべき。</p> <p>(理由)</p> <p>バナナの季節的な要因による国内産青果への直接の影響は見られない。しかも、わが国における生産量は限定的で、年間を通じて安定的に輸入されている。また、国民の嗜好に根付いており、特に競合する青果はない。</p> <p>バナナに関与する業界は、輸入、加工、仲卸、小売に至るまで裾野が広い。バナナの季節関税が撤廃された場合、相場変動幅が小さくなり、価格安定につながる結果、輸入業・加工業等の安定経営の実現に寄与する。</p>			
関係法令	関税定率法、関税暫定措置法	共管	財務省	
制度の概要	<p>季節関税とは、輸入される時期によって適用する税率を異にするもので、出回りに季節性のある国産品について、その出回り期にこれと競合する輸入品に対し、一定の税率を適用することにより国産果実の生産振興を図り、その他の季節には競合時期と異なる税率を適用する。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期：)</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p>	<p>その他</p>
<p>(説明)</p> <p>1 輸入果実の過半を占めるバナナの輸入量は概ね80万トン台であったが、平成11年以降増加傾向にある。(平成12年は約108万トン)</p> <p>2 しかしながら、我が国の生鮮果実の需要が頭打ち傾向にあり、輸入果実と国産果実との競合が激しくなる中で、バナナの関税を引き下げることは輸入量の増大に直接つながり、国産果実の需要、ひいては国内の果樹農業に大きな影響を与えることが懸念される。</p> <p>3 現在、バナナについては、国産果実の出回り時期を勘案して季節関税を設定しているが、以上のような状況にかんがみ、バナナの関税見直しは困難である。</p>				
担当局課室等名	生産局果樹花き課			

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	小麦粉の関税相当量引下げ			
意見・要望等の内容	小麦粉の輸入について ガットウルグアイラウンドの農業交渉による「例外なき関税化」に伴い、一定関税相当量を支払えば、誰でも任意に輸入できるが、実際には関税相当量が高く輸入メリットがない。			
関係法令	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第70条、関税暫定措置法第2条	共管	財務省	
制度の概要	<p>小麦粉の輸入制度</p> <p>小麦粉を政府以外の者が輸入する場合は、UR農業合意に基づき設定された関税相当量を支払う必要がある。</p> <p>小麦粉の関税相当量（納付金＋関税）、2001年度</p> <p>納付金（食糧法に基づき農水省が徴収） 62円60銭/kg</p> <p>関税（関税暫定措置法に基づき財務省が徴収）27円40銭/kg</p> <p>関税相当量（納付金＋関税） 90円/kg</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	（実施（予定）時期： ）			
（説明）				
1 国民の主食である米麦及びこれと代替性の高い小麦粉等の米麦加工品の輸入については、国内の需給・価格の安定にできるだけ影響を与えないよう国家貿易としているところであり、政府以外の者が輸入する場合は、UR農業合意に基づき基準期間（1986～88年）における内外価格差等を用いて適切に設定された関税相当量を徴収している。				
2 小麦粉の関税相当量については、上記関税相当量を国際約束に従い1995年度～2000年度の6年間で15%引下げたところであり、国内需給の安定を図る観点からこれ以上の引下げを行うことは困難である。				
担当局課室等名	食糧庁加工食品課			

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	(社)関西経済連合会	
項目	農業生産法人の規制緩和			
意見・要望等の内容	通作距離要件を、本店でなく支店が満足すればよいように運用を変更してほしい。			
関係法令	農地法	共管	なし	
制度の概要	<p>農地法は、投機的な農地取得等を防止し、農地を適正かつ効率的に耕作する者が取得することとなるように、農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員が、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること 2 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること 3 農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員の権利取得後の農地面積の合計が、原則として北海道では2ha、都府県では50a(都道府県知事がこれらの面積の範囲内で別段の面積を定めた場合にはその面積)以上となること 4 農業経営の状況、居住地から権利を取得しようとする農地までの距離等からみて、その農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことが認められること(=通作距離要件) <p>等の要件を満たす場合に農地の権利取得を許可するものとしている。(農地法第3条)</p>			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画 7(3)ア</p> <p>農業生産法人への出資制限を始めとする現行制度や実態について速やかに検証を図り、農業経営の株式会社化等を一層推進するための措置を講ずる。</p> <p>改革工程表の地域に密着した産業の活性化</p> <p>民間の資本参加を進め、農業経営の株式会社化などにより、農業の構造改革を早急に具体化する。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
<p>農業生産法人の農地の権利取得に係る支店の取扱いについては、その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるか否かの判断に当たって、従来から、住所地(法人の場合は本店所在地)からの通作距離のみをもって画一的に判断するのではなく、農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員の機械の所有状況等の農業経営の状況、権利を取得しようとする農地等の面積、作付作目等を総合的に勘案して取り扱うこととしている。</p> <p>なお、本件については、農地法の許可事務を行う市町村農業委員会又は都道府県知事によってはその取扱いに差異がみられることから、平成13年3月から新たな農業生産法人制度がスタートしたこの機会をとらえ、各農業委員会において適切に判断し得るよう、改めて周知を図る予定である。</p>				
担当局課室等名	経営局構造改善課			

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	E U
項目	漁船エンジン規格のISO規格への整合		
意見・要望等の内容	漁船の推進機関の馬力数の算定方式を、国際的な基準であるISO規格で使用されている単位（キロワット）により実際の出力を算定する方式に整合させる。		
関係法令	漁船法施行規則（第1条第7項）	共管	なし
制度の概要	推進機関の馬力数の算定方式については、現在、推進機関の排気量に基づいて算出する方式となっている。		
計画等における記載の状況	<p>規制緩和推進計画3か年計画（再改定）6（1）vii） 漁船推進機関の規制におけるエンジンの出力算定方法の改善</p> <p>我が国漁業制度における漁獲努力量規制の一環としての漁船の総トン数に応じて搭載できるエンジンの大きさにかかわる規制については、実馬力規制に移行した場合の現実的な検査の方法及び検査後の改造を防ぐための有効な手段を含め、エンジン規制の在り方について漁業関係者、国内外のエンジン製造者、学識経験者等を構成員とする検討会において技術的な調査・研究を行い、有効性が確認されたエンジン規制方式への移行を検討する。</p>		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 （実施（予定）時期：平成14年4月1日）	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
（説明） 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年12月27日公布。平成13年農林水産省令第153号）により、推進機関の馬力数の算定方式を、従来の排気量に基づく算定方式から実際の出力（キロワット）を算定する方式に改めた。			
担当局課室等名	水産庁資源管理部管理課		

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	個人
項目	船外機の馬力計算の見直し		
意見・要望等の内容	<p>馬力数35の船外機について漁船法施行規則に基づく端数計算を行うと馬力数が60となるため、これを2台搭載する場合には、漁船法上の馬力数は120として扱われることとなる。</p> <p>このため、馬力数の上限が70に規制されている漁船には、馬力数35の船外機2台を搭載することができない。</p>		
関係法令	漁船法施行規則（第1条第7項・第8項）	共管	なし
制度の概要	<p>現船外機の馬力数の端数計算は、現在、30未満は30、60未満は60というような切り上げ方式とされている。（昭和57年水海第2243号事務次官依命通知）</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	<p>措置済・措置予定</p> <p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>（実施（予定）時期：平成14年4月1日）</p>	<p>検討中</p> <p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	<p>措置困難</p> <p>その他</p>
<p>（説明）</p> <p>漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年12月27日公布。平成13年農林水産省令第153号）により、漁船法における馬力数の端数計算の方式を、原則として小数点以下を切り捨てる方式に改正し、指摘されているような事態が生じないよう措置した。</p>			
担当局課室等名	水産庁資源管理部管理課		

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	個人
項目	水稲共済の当然加入制の見直し		
意見・要望等の内容	水稲について自然災害を起因とする一定割合を超える減収についても、自己責任で対応すべきであると考えているので、当該共済への加入を現行の当然加入から任意加入にしたい。		
関係法令	農業災害補償法	共管	なし
制度の概要	組合員たる資格を有する者のうち、その農業共済組合が現に行っている農作物共済において共済目的の種類とされている農作物（水稲、陸稲及び麦）のいずれかにつき都道府県知事が定める一定の規模（都府県の水稲 20～40 アール（北海道の水稲 30 アール～1ヘクタール））以上の耕作の業務を営む者は当然に、それ以外の者は任意に加入するものとされている。（農業災害補償法第16条）		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難 その他
<p>(説明)</p> <p>水稲共済の当然加入制は、水稲等が我が国の農業の基幹作物として重要な位置づけにあり、今後も全国レベルでの生産維持・確保が不可欠であるので、災害対策においても万全を期す必要があること、また、これら作物は、全国的に作付けされており、被害態様も多種多様であるため、保険制度としては安定的な保険母集団を確保して危険分散を図る必要があること等の観点から採られているものであり、大規模な自然災害が発生した場合においても、農家の危険を分散し、営農の継続に大きく貢献しているところである。</p> <p>このように農業災害補償制度及び当然加入制は、国の農業災害対策の柱として重要な役割を果たしており、農業経営の安定のためには必要不可欠な制度である。</p>			
担当局課室等名			

分野	農林水産業関係	意見・要望提出者	個人
項目	非農家による農地取得の許容		
意見・要望等の内容	非農家のサラリーマンも農地を自由に買えるように農地法の規制を緩和して、誰でも農地を取得すれば自作農として認めるように改正してほしい。		
関係法令	農地法	共管	なし
制度の概要	<p>農地法は、投機的な農地取得等を防止し、農地を適正かつ効率的に耕作する者が取得することとなるように、農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員が、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること 2 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること 3 農地の権利を取得しようとする者又はその世帯員の権利取得後の農地面積の合計が、原則として北海道では2ha、都府県では50a(都道府県知事がこれらの面積の範囲内で別段の面積を定めた場合にはその面積)以上となること 4 農業経営の状況、居住地から権利を取得しようとする農地までの距離等からみて、その農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことが認められること <p>等の要件を満たす場合に農地の権利取得を許可するものとしている。(農地法第3条)</p>		
計画等における記載の状況	該当なし		
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難 その他
	<p>措置済</p> <p>措置予定</p> <p>(実施(予定)時期:)</p>	<p>措置するか否かを含めて検討中</p> <p>具体的措置の検討中</p>	
<p>(説明)</p> <p>国土が狭小な我が国において、食料自給率の向上等国民に対する食料の安定供給を図っていくためには、食料生産の基盤となる農地を最大限効率的に利用することが重要であることから、農地法において、適正かつ効率的に耕作する者に農地の権利取得を認めることとしている。</p> <p>この「適正かつ効率的に耕作する者」とは、農家・非農家に関係なく、一定の要件を満たし、適正かつ効率的に耕作する者であると認められる者であれば誰でも農地の権利取得が可能であり、要望にあるように農家・非農家をもって不平等な取扱いを行ってはいない。</p> <p>具体的には、「制度の概要」に掲げる要件等が規定されているが、これらの要件は、いずれも農地の効率的な利用を確保する観点から必要な要件であると考えている。</p> <p>なお、農地法の例外として、特定農地貸付け法及び市民農園整備促進法により、趣味として農業を行いたい者が市町村、農協から農地を借り受けることができることとなっている。</p>			
担当局課室等名	経営局構造改善課		

分野	流通関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本チェーンストア協会	
項目	動物用医薬品一般販売業に関する緩和			
意見・要望等の内容	動物用医薬品を販売するには、医薬品一般販売業の許可を取得している業者でも、動物用医薬品一般販売業の許可を取得する必要があるが、届出だけで済むようにする。 (併せて、動物用医薬品一般販売業の許可権限を保健所設置市の市長、特別区の区長に移管する旨の意見があるもの1件)			
関係法令	薬事法第24条、第25条、第26条第1項、第2項及び第83条 (動物用医薬品等取締規則第20条)	共管	厚生労働省	
制度の概要	動物用医薬品を販売するには、動物用医薬品の販売業の許可を受けなければならないとされている(薬事法第24条及び第83条)。このため、人体用医薬品の一般販売業者であっても、動物用医薬品を販売するには、動物用医薬品一般販売業の許可の取得が改めて必要である。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 医薬品については、その特殊性にかんがみ、販売等を国民の自由に委ねることは保健衛生上不適当であるので、これを業として行うことを一般的に禁止し、基準を満たした者に対してのみ許可を与えることとされている。動物用医薬品については、使用対象動物が多岐にわたり薬物代謝等がさまざまであること、それぞれの動物に人間とは異なる多くの疾病があること、畜産物への残留を防止するための休薬期間、使用規制があること、特殊な剤型(レンガ様の固型剤、乳房注入剤など)、包装形態(20kg入りの袋など)のものがあること等、人体用医薬品とは異なる特性があることから、農林水産大臣が承認した動物用医薬品については、販売から使用の段階まで農林水産大臣が定めた基準を満たす動物用医薬品一般販売業者にのみ販売を認め、動物薬事行政を所管する各都道府県の農林水産部局による一連の監督を行う必要がある。				
担当局課室等名	生産局畜産部衛生課薬事室			

分野	流通関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本チェーンストア協会	
項目	米穀(計画流通米)小売業の登録更新手続の簡素化			
意見・要望等の内容	米穀小売業の更新手続時の際には申請書並びに必要な最小限の添付書類の提出で可能とすべきである。			
関係法令	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条第1項において読み替えて準用する第10条第3項等	共管	なし	
制度の概要	有効期間の満了後引き続き小売業を行おうとする者は、更新の登録を受けなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 現在、小売業者の登録の更新の申請に当たって提出を求めている書類は、申請書、事業計画書、登記簿謄本等現行制度における登録要件の充足を確認する上で必要最小限のものとなっているが、米政策全体の見直しの中で、計画流通制度見直しと併せ、検討中である。				
担当局課室等名	食糧庁消費改善課			

分野	流通関係	意見・要望提出者	(社)経済団体連合会 日本チェーンストア協会	
項目	米穀(計画流通米)の小売業の登録の有効期間の延長			
意見・要望等の内容	登録小売業の登録の有効期間を延長すべきである。			
関係法令	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第47条第1項において読み替えて準用する第10条第1項	共管	なし	
制度の概要	小売業の登録の有効期間は、登録期日から起算して3年とする。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 登録小売業の登録有効期間の延長については、米政策全体の見直しの中で、計画流通制度見直しと併せて、検討中である。				
担当局課室等名	食糧庁消費改善課			

分野	流通関係	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	卸売市場法の活性化			
意見・要望等の内容	<p>・ 第三者販売の禁止</p> <p>卸売市場法により市場に入荷した商品は必ず仲卸を経由することが義務付けられている。中間マージンの排除のためにも規制の撤廃が必要である。</p> <p>・ 自己の計算による卸売の禁止</p> <p>卸売市場法により青果物は市場手数料が商品によって決められており、自由な取引ができずに商品開発等にメリットが発揮できない。</p>			
関係法令	卸売市場法	共管	なし	
制度の概要	卸売市場の整備を促進し、及びその適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって国民生活の安定に資する。			
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画 7(3)エ</p> <p>生鮮食料品流通制度については、「卸売市場について、市場外流通とコスト、サービス面で対抗し得るような競争力の強化を図るため、市場関係者の経営問題、市場の有する諸機能の向上策等も含めた総合的な検討を行う中で、卸売手数料の問題について検討を行う。」とされている。</p>			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期:)			
(説明)				
<p>1 要望内容については、卸売業者は、仲卸業者だけでなく売買参加者にも卸売りできるほか、仲卸業者、売買参加者以外の者にも卸売りできる場合もあること、卸売業者は、一定の規格または貯蔵性を有し、かつ、供給事情が比較的安定している生鮮食料品等々については自己の計算において卸売できること等事実と異なる部分がある。</p> <p>2 なお、市場関係者等からなる委員会等を開催して、卸売市場の競争力強化のための総合的検討を進めているところである。</p>				
担当局課室等名	総合食料局流通課卸売市場室			

分野	流通関係	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	米麦加工食品の輸入における納付金の徴収・届出制の廃止			
意見・要望等の内容	米麦加工食品（例：冷凍もち巾着、小麦粉）の輸入の際に、食糧庁への届出が必要。 また、納付金を支払う必要があるためコストが上昇し輸入メリットがない。 このため、納付金の徴収制度・届出制を撤廃されたい。			
関係法令	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第65条、第70条	共管	なし	
制度の概要	主要食糧である米、麦及びその加工品の輸入を行おうとする者は、国際約束に従って定められた額に輸入数量を乗じた額を政府に納付しなければならない。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>1. 食糧法においては、政府が主要食糧の買入れ、輸入及び売渡しの措置を総合的に講ずることにより、主要食糧の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資するとされている。</p> <p>このため、主要食糧である米麦及び汎用性の高い米麦加工品の輸入については、国内産米麦の需給・価格の安定にできるだけ影響を与えないよう、国家貿易品目とするとともに政府以外の者が輸入する場合には、UR農業合意に基づき基準期間（1986～88年）における実際の内外価格差を用いて適切に設定された二次税率を徴収している。</p> <p>二次税率の徴収方法については、WTO農業協定に明記されておらず、各加盟国の裁量に委ねられている。我が国の米麦及び米麦加工品の場合、二次税率のすべてを関税収入とするのではなく、食糧庁がマークアップ（国家貿易による輸入における売買差益）の上限額に相当する額を納付金として徴収することが米麦の需給及び価格の安定を図るという食糧政策上妥当なものと考えている。</p> <p>なお、食糧庁が徴収した納付金は、食糧管理特別会計の歳入とし、米麦の需給及び価格の安定を図るための経費（国内産米の備蓄経費等）に充当している。</p> <p>2. なお、米麦加工品を輸入する場合には、届出の対象としていない。</p>				
担当局課室等名	食糧庁加工食品課			

分野	流通関係	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	牛肉、食肉調整品、豚肉に係る関税の見直し			
意見・要望等の内容	<p>牛肉は高関税品目であり、国内価格の上昇（高値）要因となっているため、これを是正すべきである。</p> <p>また、豚肉については、国内の養豚農家保護との観点もあるが、消費者に対して「良質の豚肉をより安く」販売する立場からは「差額関税制度」という関税障壁は早急に撤廃すべきである。</p>			
関係法令	関税暫定措置法第2条第3項	共管	財務省	
制度の概要	<p>UR合意の結果、牛肉・食肉調整品は関税を賦課されている（牛肉は38.5%：平成13年度）。</p> <p>また、豚肉については、UR合意の結果、輸入価格が、分岐点である524円/kgを超える場合は4.3%の定率、従量税適用限度価格までは従量税482円/kg、従量税適用限度価格を超え分岐点までは基準輸入価格546.53円との差額が、それぞれ関税として賦課されている。</p>			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済	措置するか否かを含めて検討中		
	措置予定	具体的措置の検討中		
	(実施(予定)時期：)			
(説明)				
<p>牛肉の関税率は、国内関係者への影響が大きい中、UR交渉で最大限の譲歩を行った結果、平成12年度までに50%から38.5%に段階的に引き下げられてきたところであり、これを見直すことは困難である。</p> <p>また、同様に豚肉の関税についても、基準輸入価格を従来の安定基準価格帯とは切り離し、546.53円/kgまで段階的に引き下げられてきたところであり、これを見直すことは困難である。</p>				
担当局課室等名	生産局畜産部食肉鶏卵課			

分野	流通関係	意見・要望提出者	日本チーソストア協会	
項目	水産物の輸入割当制度の見直し			
意見・要望等の内容	加工鰻は高関税品目であり国内価格の上昇（高値）要因となっているためこれを是正するべきである。			
関係法令	関税定率法第3条	共管	なし	
制度の概要	UR合意の結果、加工鰻（ウナギ調整品）には平成13年度は従価格で9.6%（特惠税率は7.2%）の関税を賦課している。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 加工鰻(ウナギ調整品)の関税率は、国内関係者への影響が大きい中、UR交渉で最大の譲歩を行い15%から9.6%に引き下げられたところであり、これを見直すことは困難である。				
担当局課室等名	水産庁加工流通課			

分野	流通関係	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会											
項目	乳製品の輸入に係る関税の見直し													
意見・要望等の内容	ガットウルグアイラウンドの農業交渉による「例外なき関税化」に伴い、一定の関税相当量を支払えば、誰もが任意に輸入できるが、実際には関税が高く輸入メリットがない。													
関係法令	関税暫定措置法第2条、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第14条～14条の5	共管	なし											
制度の概要	<p>牛乳・乳製品の輸入制度</p> <p>牛乳・乳製品の輸入制度（関税率及び関税割当）は、UR農業合意による国際約束に基づき実施しているものである。</p> <p>主な乳製品の関税率</p> <table border="0"> <tr> <td>脱脂粉乳</td> <td>29.8%+396円/kg</td> </tr> <tr> <td>バター</td> <td>29.8%+985円/kg</td> </tr> <tr> <td>ナチュラルチーズ</td> <td>29.8%</td> </tr> <tr> <td>プロセスチーズ</td> <td>40.0%</td> </tr> <tr> <td>アイスクリーム</td> <td>21.0%</td> </tr> </table>				脱脂粉乳	29.8%+396円/kg	バター	29.8%+985円/kg	ナチュラルチーズ	29.8%	プロセスチーズ	40.0%	アイスクリーム	21.0%
脱脂粉乳	29.8%+396円/kg													
バター	29.8%+985円/kg													
ナチュラルチーズ	29.8%													
プロセスチーズ	40.0%													
アイスクリーム	21.0%													
計画等における記載の状況	該当なし													
対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他										
	措置済	措置するか否かを含めて検討中												
	措置予定	具体的措置の検討中												
	(実施(予定)時期：)													
(説明)														
<p>現行の制度は、UR農業合意による国際約束に基づくものである。当該事項に係る要望については、我が国の国際約束の履行と密接に関連するものであること、また、上記の法令に基づき適正に実施されているところであることから、措置は困難である。</p>														
担当局課室等名	生産局畜産部牛乳乳製品課													

分野	流通関係	意見・要望提出者	日本チェーンストア協会	
項目	植物検疫の緩和			
意見・要望等の内容	輸入商品の価格の引き下げや鮮度の向上を図るため、チェリー、リンゴ、マンゴウ、パイヤ等、生果実の輸出の際に行われる日本側植物防疫官による現地での検疫実施確認を廃止する。			
関係法令	植物防疫法	共管	なし	
制度の概要	我が国は、農作物に重大な被害を与えるおそれのある病害虫の侵入を防止するために、国と植物を特定し、その輸入を禁止している（植物防疫法第7条第1項）。 しかしながら、輸出国において、当該病害虫が我が国への侵入を防止する検疫措置（消毒処理等）が確立された場合には、その措置を確実に講じたことを日本の植物防疫官が確認することを条件に輸入を認めている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期：)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明)				
<p>1．仮に適切な消毒処理等が行われない植物が輸入されてしまった場合には、侵入を警戒している病害虫が我が国に侵入してしまう危険性があり、このような事態となれば、その病害虫により我が国の農業生産が甚大な被害を受けるとともに、病害虫の撲滅に莫大な費用を要することとなる。</p> <p>2．このような事態を回避するため、消毒処理等を条件として輸入を解禁する場合には、消毒施設が消毒処理を実施する施設として適当であるか、消毒処理が適切に実施されているか等を現地で確認する必要がある。この確認業務に関しては、農産物に重大な被害を与えるおそれのある病害虫の侵入を許した場合、被害を受けるのは我が国であり、政府にはそれを防ぐ義務がある等の理由から実施しているものであり、今後とも我が国の植物防疫官の派遣を廃止することはできない。</p> <p>3．なお、日本から米国や豪州に一定の条件のもとに農産物を輸出する場合にも、輸入国の検査官が来日し、消毒等の検疫措置の確認を実施している。</p>				
担当局課室等名	生産局植物防疫課検疫対策室			

分野	流通関係	意見・要望提出者	日本フィッシュ協会	
項目	水産物の輸入割当制度の見直し			
意見・要望等の内容	ほたて、いか、あじ・さば、にしん等に関する輸入枠（IQ）の撤廃			
関係法令	外国為替及び外国貿易法第52条、 輸入貿易管理令第3条及び第9条	共管	経済産業省	
制度の概要	我が国の零細かつ多数の沿岸・沖合漁業者の主対象漁獲物について、無秩序な輸入がこれら漁業者に悪影響を与えないよう、その輸入について割当制としており、各品目毎に年1回輸入割当限度数量（又は金額）を定めている。			
計画等における記載の状況	該当なし			
対応の状況	措置済・措置予定 措置済 措置予定 (実施(予定)時期:)	検討中 措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中	措置困難	その他
(説明) 我が国の零細かつ多数の沿岸・沖合漁業者の主対象漁獲物については、近隣諸国と資源、漁場面で競合していること等を考慮し、無秩序な輸入がこれら漁業に悪影響を与えないよう、その輸入について割当制としていることから、これを撤廃することは困難である。 一方、先着順割当（輸入枠（IQ）を有していない者のための割当）の増大による新規参入者の拡大等制度の運用の改善を図ってきているところである。				
担当局課室等名	水産庁加工流通課			

分野	運輸関係	意見・要望提出者	(社)日本船主協会 (社)経済団体連合会
項目	輸出入・港湾諸手続全般の一層の簡素化及びワンストップサービスの実現		
意見・要望等の内容	<p>現行の港湾・輸出入諸手続全ての見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種手続の改廃に向けた検討 ・申請書類の徹底した簡素化および早期のIT化 ・従来 of 慣行等 of 見直し (現物主義 of 廃止、簡易申告制度 of 抜本的改善、事後深刻 of 検討等) <p>入出港時に提出する各種書類 of 徹底した簡素化とEDI化・ペーパーレス化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NACCSデータ of 有効活用による船社等に課されている申告義務 of 免除 (港湾統計等) ・EDI対象メッセージ of 統一及び各コード of 標準化 ・代理店 of 署名等入出港時に提出する各種書類 of 提出方法 of 簡便化 <p>真 of ワンストップサービス of 実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シングルウィンドウ (ワンインプット) システム of 整備 ・申請データや各種統計資料 of 関係官公庁による共有化 ・システム使用料 of ミニマイズ化等、申請者 of 負担軽減 		
関係法令	植物防疫法、家畜伝染病予防法他	共管	内閣官房、内閣府、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省
制度の概要	植物検疫、動物検疫及び食品衛生の輸入手続は、既にオンライン化され、税関との連携を保つためにインタフェース化されてワンストップサービスを実現している。ただし、シングルウィンドウ (ワンインプット) の実現にはいたっていない。		
計画等における記載の状況	<p>規制改革推進3か年計画 1エ (別添1、1、2、再掲)</p> <p>輸出入・港湾諸手続について、平成13年度中に、関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討体制の整備を図る。その際、統計情報を含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また単なる参考資料として提出を求められているものについては、一本化あるいは廃止を検討する。また、申請手続きフォーマットの集約化を検討する。</p> <p>さらに、通関情報処理システム (NACCS) と港湾EDIシステムについては平成13年度中を目途に接続、NACCS と外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続きシステム (JETRAS) については、平成14年度までを目途に、また、NACCS、港湾EDIシステムと乗員上陸許可支援システム (仮称) についても、平成14年度までを目途に、それぞれ連携する。</p> <p>なお、平成15年度までの実現を予定している輸入手続の電子化の一環として、民間の収納インフラの利活用や各種輸入手続の申告・申請・受付システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を検討する。</p> <p>改革工程表IT</p> <p>港湾におけるワンストップサービス (NACCS等のシステムと連携によるシングルウィンドウ化) のため、システム開発、関連システムの整備等 (2003年度実現を目標) の推進を図る。</p>		

対応の状況	措置済・措置予定	検討中	措置困難	その他
	措置済 措置予定 (実施(予定)時期：平成15年度)	措置するか否かを含めて検討中 具体的措置の検討中		
<p>(説明)</p> <p>これまでに、関連する輸入手続について、提出書類の必要性、申請項目の必要性等を検討した上で、共通項目については共通コードを採用し、システム間のインタフェース化を図り運用してきたところである。</p> <p>これら輸入手続関係システム(植物検疫、動物検疫、税関及び食品衛生)における、利用者の入力にかかる労力を軽減するため、関係省が協力してシステムの改変を行い、平成15年度の早い時期にシングルウィンドウシステム(ワンインプット)を実現することとしている。</p> <p>また、港湾EDI等他の手続についても、システム化されていないものについてはシステム化した上、それぞれ接続をして輸出入・港湾手続のシングルウィンドウの実現に向けて関係府省において現在検討を進めているところである。</p>				
担当局課室等名	生産局植物防疫課検疫対策室、畜産部衛生課			